

# 中小企業雇用環境整備奨励金

職場環境の改善、労働者の福祉の向上等を目的として、500万円以上の経費をかけて、設備の設置や整備を行い、併せて労働者を雇い入れた場合に、75万円～最大1500万円が支給される制度です。

## 主な支給要件

中小企業（ 1 ）であること。（ c f ）法人のみならず個人事業所も対象になります！

- 1 中小企業とは...資本金と従業員数に応じて業種ごとに以下の基準が設けられています。

業種	資本金及び常時使用する従業員数
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
旅行業	5千万円以下 又は 200人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下

- 500万円以上の費用（ 3 ）をかけて、以下の設備等の設置や整備を行うこと。

労働時間の短縮に資する省力化設備
職場環境の改善に資する設備（従業員が快適に働けるよう職場環境を改善する施設） （ex）冷暖房設備、換気設備、防音設備、脱臭設備、照明器具、危険作業の軽減...
福利厚生の実施を図る施設 （ex）社宅、休憩室、更衣室、シャワー室、保健施設、食堂、託児施設、体育施設...

- 2 但し、事業を行うにあたって最低限必要とされる設備等や法令を遵守するために最低限必要とされる設備等は対象になりません。
- 3 資金の3分の2以上が国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関からの融資（一般の民間銀行からの融資は不可）であることが必要です。

雇用保険の一般被保険者（週所定30h以上かつ1年以上雇用見込み）として労働者の雇い入れを行い、その結果、労働者数が増加すること。

3年以内に本助成金を受給していないこと。

## 支給額

設備等の設置や整備に要した費用の額と労働者の増加数により、以下の額が支給されます。

費用の合計額	労働者増加数		
	1人～9人	10人～19人	20人～
500万円以上～1000万円未満	75万円	112.5万円	150万円
1000万円以上～2000万円未満	150万円	225万円	300万円
2000万円以上～5000万円未満	300万円	450万円	600万円
5000万円以上～	750万円	1125万円	1500万円

## 手続きの流れ

